

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

特別保護地区の保護に関する指針案等の縦覧

(自然環境保全課) 三三三<sup>ページ</sup>

### 公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 三三四

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(建設政策課) 三三五

基本測量の実施

(用地課) 三七六

## 告示

岐阜県告示第三百五十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定による特別保護地区の指定をするため、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案並びにこれらの縦覧場所を公告する。

なお、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第五項の規定により、当該区域に係る住民及び利害関係人は、平成二十七年五月二十六日から同年六月九日までの間に当該指針の案について、岐阜県知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年五月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

### 一 特別保護地区の名称及び区域

名 称	区 域
養老特別保護地区	養老郡養老町飯ノ木地内の町道柏尾飯ノ木一号線の津屋川に架かる源氏橋東端を起点とし、同所から同川左岸を東南進し町道鷺ノ巣三号線の津屋川に架かる寺橋に至り、同所から同町道を西進し県道南濃関ヶ原線との交点に至り、同所から同県道を北西進し町道養老駅前子供の国線との交点に至り、同所から同町道を西進し国有地管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を西進し養老公園園有地と民有地との境界（直江谷）に至り、同所から同境界を西進したのち北東進し林道大洞線に至り、同所から同林道を西北進し町道沢田養老縦貫線との交点に至り、同所から同町道を北東進し県道大垣養老公園線との交点に至り、同所から同県道を北東進し県道南濃関ヶ

<p>福岡中学校 特別保護地 区</p>	<p>原線との交点に至り、同所から同県道を北進し町道柏尾飯ノ木一号线との交点に至り、同所から同町道を北東進し起点に至る線により囲まれた区域。</p> <p>中津川市福岡市内の市道福岡三四二号線と市道福岡一六八号線との交点を起点とし、同所から市道福岡三四二号線を北進し大久手洞に至り、同所から同洞を東進し市道福岡三三九号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道福岡三三三 号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道長根馬場線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道福岡一六八号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>千光寺特別 保護地区</p>	<p>高山市丹生川町下保字千光寺の区域</p>

二 特別保護地区の存続期間  
平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

三 特別保護地区の保護に関する指針の案

<p>福岡中学校 特別保護地 区</p>	<p>身近な鳥獣 生息地</p> <p>当該区域は、一級河川付知川東側の丘陵地帯で、広葉樹の天然林からなる河川沿いの森林地帯は鳥獣生息地として適地である。 そのため、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息地の保全を図る。</p>
<p>千光寺特別 保護地区</p>	<p>森林鳥獣生 息地の保護 区</p> <p>当該区域は、千光寺鳥獣保護区内にあり、落葉広葉樹アカマツ、モミ、スギ、ヒノキ等の林相の変化に富む区域であり、ニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息している。 そのため、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息地の保全を図る。</p>

公 示

四 一から三までに掲げる事項の縦覧場所

名 称	縦 覧 場 所
養老特別保護地区	岐阜県環境生活部自然環境保全課 岐阜県西濃県事務所環境課 養老町役場
福岡中学校特別保護地区	岐阜県環境生活部自然環境保全課 岐阜県恵那県事務所環境課 中津川市役所
千光寺特別保護地区	岐阜県環境生活部自然環境保全課 岐阜県飛騨県事務所環境課 高山市役所

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年五月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 申請のあった年月日 平成二十七年四月二十一日
- 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域支え合い倶楽部
- 代表者の氏名 山田 豪
- 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市寺田七丁目一〇〇番地
- 定款に記載された目的 この法人は、少子高齢化と核家族化が進む中で、支援を必要とする高齢者や子育て世帯に対し、地域住民やボランティア等を活用した生活支援・育児支援サービス事業を行い、地域でのこころした支え合い・助け合い事業を通じて日常生活における不安や孤立が解消されることに

より、支援を必要としている人に限らずそこに住む誰もが、住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らしていける社会の実現に寄与することを目的とする。

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年五月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十七年一月十九日	東海テック	海部貴信	大垣市木戸町一三一五	般二十一〇〇八〇五	とび・土工工事業
平成二十七年二月二十六日	木原設備	木原照男	安八郡神戸町大字神戸字鍛冶屋町三二八三	般二十三一五七一九	管工事業
平成二十七年三月三十日	有限会社アイエスコンサルティングサービス	代表取締役 坂口 功	飛騨市河合町大谷六四三番地	般二十二一七二四八	土木、とび・土工及び造園工事業
平成二十七年三月三十一日	名古屋路建 築	名古屋路司	美濃市乙狩九一八番地一	般二十六三五〇〇九〇	建築及び大工工事業
平成二十七年三月三十一日	高藤組運輸有限会社	取締役 大澤六三	郡上市高鷲町鷲見五二五〇番地	般二十三四五〇一〇三	土木及びとび・土工工事業
平成二十七年三月三十一日	福助塗装 社	福田武史	大垣市林町五番地	般二十四三	塗装工事業

七年四月一日	店		丁目三十番地	二〇〇三八	
平成二十七年四月六日	有限会社 ユウワ	代表取締役 安井 浩	羽島郡岐南町伏屋六丁目八番地	般二十三一〇三三〇	電気工事業
平成二十七年四月八日	有限会社 遠嶋工業	代表取締役 遠嶋 繁	羽島市江吉良町一九一〇番地	般二十二二〇〇五六	管工事業
平成二十七年四月九日	星野電気 商会	星野幸夫	恵那市大井町二七一〇二	般二十二四七九六	電気工事業
平成二十七年四月九日	長瀬建築	長瀬 潔	中津川市福岡二〇一四番地	般二十三六二七八	建築及び大工工事業
平成二十七年四月九日	下脇重機 有限公司	代表取締役 鈴木 益治	恵那市大井町一八〇番地の三	般二十三七〇〇一九〇	土木及びとび・土工工事業
平成二十七年四月十四日	株式会社 梅田組	代表取締役 三尾 郷	中津川市中津川下沢二二三七二	般二十三二四五七	造園工事業
平成二十七年四月十五日	鴻鶴グリ ーン	武田純一	高山市吹屋町一六八番地	般二十一八五〇三三	土木、とび・土工及びほ装工事業
平成二十七年四月十六日	株式会社 今井建設	代表取締役 今井 信仁	可児郡御嵩町御嵩九六六	般二十四一七四二	建築工事業
平成二十七年四月十六日	清幸土木	清水幸男	多治見市豊岡町二五八一寿づやマン ション七〇五	般二十二六〇〇四八	土木、とび・土工及び石工事業

平成二十七年四月十七日	高山管設 備工業協 同組合	代表理事 倉林雅 人	高山市冬頭町 一〇七番地の 一	般二十三 八五〇二四	消防施設工事業
平成二十七年四月二十一日	稲葉電工	稲葉瀧雄	郡上市大和町 万場二七七四 番地三	般二十三 四五〇一七	電気工事業
平成二十七年四月二十一日	梅村設備	梅村立男	恵那市山岡町 田沢二七八〇 一	般二十三 七〇〇〇一	管工事業

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十七年五月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

三 作業期間

平成二十七年六月五日から

同 二十八年一月二十九日まで

四 作業地域

恵那市及び下呂市

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十七年五月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）

三 作業期間

平成二十七年六月五日から

同 二十八年一月二十九日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町及び  
安八郡安八町

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十七年五月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子基準点現地調査）

三 作業期間

平成二十七年六月五日から

同 二十八年一月二十九日まで

四 作業地域

岐阜市、多治見市、中津川市、美濃市、恵那市、土岐市、揖斐郡揖斐川町及び加茂  
郡八百津町

平成二十七年五月二十六日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社